⒀　本建設工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本建設工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、本建設工事の契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事の令和元・２年度一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和元・２年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

また、本技術協力業務の契約締結日までに、中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和元・２年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（第11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑶　中部地方整備局（港湾空港関係は除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価（共通）点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成17年度以降に、元請けとして、次の㋐から㋑に掲げる要件をすべて満たす工事を施工した実績を有すること。なお、㋐及び㋑は同一工事かつ同一トンネルであること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）また、説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成17年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）

㋐　トンネル内空断面積（覆工後の内空断面（代表値））60㎡以上のＮＡＴＭ（覆工コンクリートの施工を含む）による工事。

㋑　トンネル施工延長450m以上のＮＡＴＭ

⑹　次に掲げる基準を満たす設計技術者を技術協力業務の契約締結日までに配置できること。

なお、設計技術者とは、管理技術者をいう。

㋐　競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

㋑　設計技術者は下記⒜から⒠のいずれかの資格を有すること。

⒜　技術士（総合技術監理部門―建設、又は、建設部門）

⒝　博士（工学）（専門分野：トンネルに関する研究）

⒞　国土交通省登録技術者資格※１（施設分野：トンネル―業務：計画・調査・設計）

⒟　ＲＣＣＭ※２（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）

⒠　土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）

※１　「国土交通省登録技術者資格」とは、公共事業に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通省の登録を受けた資格をいう。

※２　ＲＣＣＭ資格試験に合格しており転職等により、登録できない立場にいる技術者を含む。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を本建設工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

・１級建築施工管理技士の資格を有する者
・１級建築士の資格を有する者
・技術士（建設部門（選択科目を「トンネル」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設―トンネル」とするものに限る。））の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
・１級土木施工管理技士又は１級建築施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から６ヵ月以内に限る。）

なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。

・「建設業法第７条第２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第７条の三及び国交省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）

②　同一の者が上記⑸に掲げる工事の経験を有する者であること。（ただし、配置する技術者が平成17年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を実績評価期間以前に加えることができる。）（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合に限る（乙型にあっては分担工事の実績に限る。）。）

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は引渡しが完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）

経常建設共同企業体にあっては、一人で⑺①の基準を満たし、上記⑸に掲げる同種工事の実績を有した技術者を構成員の何れかで１名、専任で配置できること。残りの構成員においては専任で上記の⑺①の基準を満たす技術者を配置できること。

なお、見積合わせ後の措置として、建設業法施行令第27条第１項で定める金額の３倍未満で契約した企業においては、上記⑺①の基準を満たし、上記⑸の同種工事の実績を有した技術者を１名専任とすることで、残りの構成員が配置する技術者は専任を要しない。

③　配置予定技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係（３ヶ月以上）があることを証する資料を提出すること。提出されない場合や、雇用関係が確認できない配置予定技術者は競争参加資格無しとする。

なお、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるとみなすが、継続雇用制度を証する資料を提出すること。

④　「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱について」又は「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」又は「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱について（改正）」において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出が競争参加資格確認申請書、技術資料、技術提案書及び参考見積書（以下「申請書等」という。）の提出期限までになされない場合は競争参加資格無しとする。また、当該要件に適合しない者を技術者として設置していることが確認された場合は本建設工事の契約を解除する。